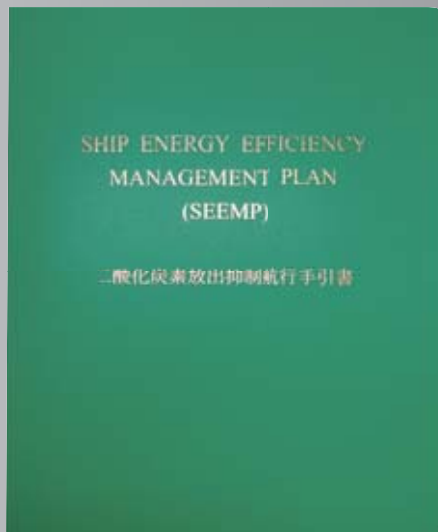


# SEEMP対応サービス



## SEEMP\*対応へのサービス

MARPOL ANNEX VI条約の改正により2013年1月1日以降、現存船を含む全船に対し、SEEMPの船上保持が義務付けられることとなります。株式会社ClassNKコンサルティングサービスにお申込みいただくことにより、SEEMP標準書式の提供及び日本海事協会の鑑定書取得の代行サービスをご提供致します。

\*Ship Energy Efficiency Management Plan・・・二酸化炭素放出抑制航行手引書

## スムーズなSEEMPの導入、 そしてIMOガイドラインへの 適合鑑定書

当社で策定したSEEMP標準書式に必要な事項をご記入いただくことで、よりスムーズなSEEMP作成が可能となります。又、標準書式のため日本海事協会のIMOガイドラインへの適合鑑定もスムーズに完了いたします。



## サービスの流れ

1. お客様より当社宛てに対象船を明示したサービスのお申込を頂きます。
2. SEEMP標準書式の電子データをお客様にご提供致します。
3. お客様の会社の方針に基づき、適用する運航的手法の選定や目標設定など、SEEMPの記載事項について具体的に検討し、必要事項の記載内容についてご決定頂きます。
4. SEEMPの内容が確定した後、当社にてSEEMPを完成させ、日本海事協会の適合鑑定書の取得を代行し、鑑定書取得後お客様にご返却致します。



## 期待される効果

SEEMPは、各船社が所有する船舶の実情に合わせ、最も適したエネルギー効率改善手法を考慮して作成するものであり、IMOガイドライン(決議MEPC.213(63))に沿って作成することが必要ですが、主管庁や船級等の代行機関による承認は要求されません。

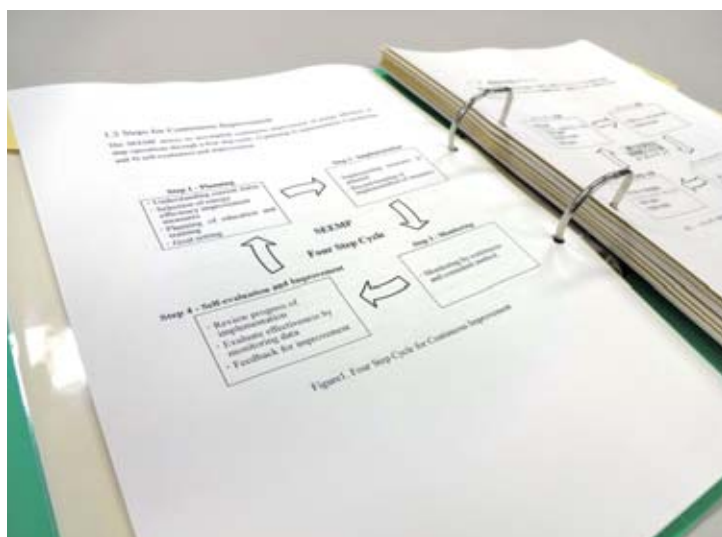
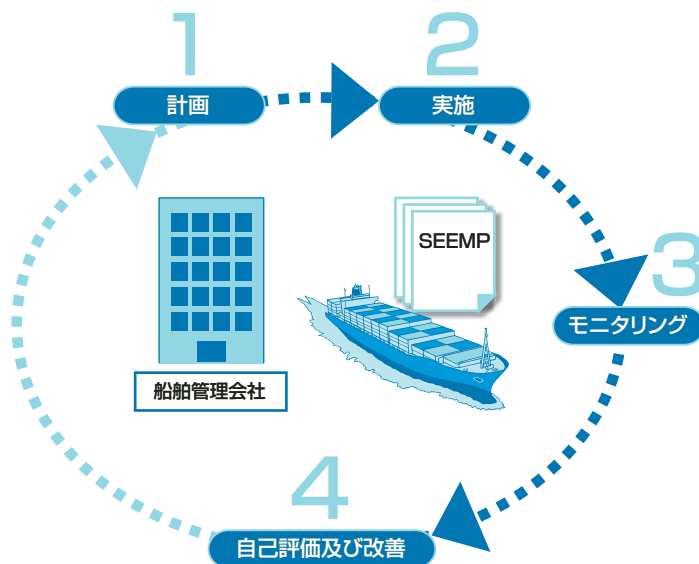
しかし、実際に導入するにあたっては、会社の方針に基づき、適用する運航的手法の選定や目標設定など、SEEMPの記載事項について多岐にわたって具体的に検討する必要があります。

そこで、当社によるSEEMPの標準書式の提供から船級による鑑定書取得の代行サービスによって、船社がスムーズにSEEMPの導入に向けた対策を講じることが出来ます。

SEEMP記載内容のIMOガイドラインへの適合はもとより、SEEMPの確実な実行の結果として対外的なコンプライアンスの証明が得られる効果も期待されます。

## サービスの費用

SEEMP標準書式の提供からIMOガイドラインへの適合証明となる鑑定書取得まで、貴社船舶に応じたプランをお見積書と共にご提案させていただきます。



サービスの詳細については、下記あてにご遠慮なくお問い合わせ下さい。

株式会社 ClassNKコンサルティングサービス

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番3号

Tel: 03-5226-2290 / Fax: 03-5226-2192 / E-mail: consulting@classnkc.co.jp / URL: www.classnkc.co.jp

**ClassNK**  
Consulting Service